

労働 きたきゅうしゅう

2024年 冬号

Contents

- 解雇・雇止め集中相談会のご案内 1
- 最低賃金改定（地域別・特定）について 3
- 労働条件明示の制度改正について 4



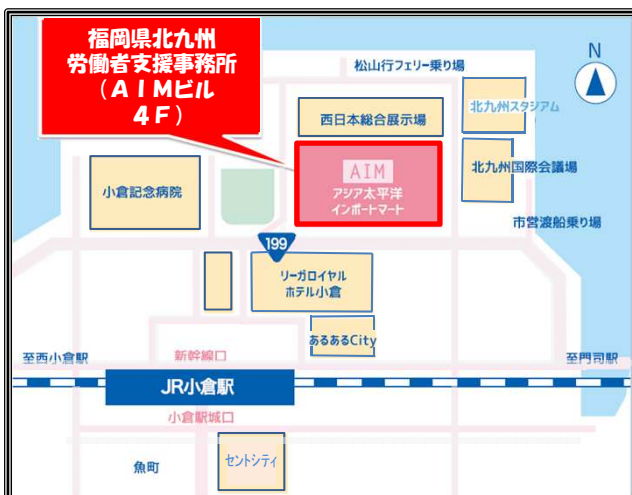
令和5年度 解雇・雇止め 集中相談会を開催します

予約優先・秘密厳守・相談無料

労働者支援事務所では、『解雇・雇止め集中相談会』を開催します。解雇・雇止めを中心に、職場で生じた様々な問題について、労働者・使用者どちらからも相談をお受けします。

夜間まで時間を延長してお話を伺いますので、日中はなかなか時間が取れない方も、この機会にぜひ、労働者支援事務所までご相談ください。必要に応じて弁護士相談にもお繋ぎします。（その場合も、まずは職員が相談を伺います。）

- ◆ 日時：令和6年2月20日（火）、21日（水）
9:00～20:00（受付は19:30まで）
- ◆ 場所：福岡県北九州労働者支援事務所
（北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4F）
- ◆ 予約：093-967-3945



発行

福岡県北九州労働者支援事務所

〒802-0001
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号
AIMビル4F

電話 093-967-3945

FAX 093-967-3946

労働相談のご案内

北九州労働者支援事務所では、様々な形で、皆様からの労働相談をお受けしています。

◎北九州労働者支援事務所のご案内

◆通常相談(来所相談、電話相談、メールによる相談受付)

受付 平日(月曜日～金曜日) 8:30～17:15

場所 北九州労働者支援事務所

(北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 AIMビル4F)

電話番号 093-967-3945

メールアドレス kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp (労働相談受付専用)

メールは受付のみで、メールへの回答は電話でおこないます。

◆夜間相談(電話相談のみ)

受付 毎週水曜日(祝日の場合は翌日) 17:15～20:00

※県内4労働者支援事務所で輪番対応



事前予約制

◎行橋(京築)出張労働相談会のご案内

行橋市と共催し、出張労働相談会を開催しています。

相談を希望される方は、下記予定日の6日前までに北九州労働者支援事務所へご連絡下さい。

◆主催 福岡県・行橋市

◆開催日 偶数月の第2月曜日 ※8月と2月は第一月曜、10月は第三月曜となっています。

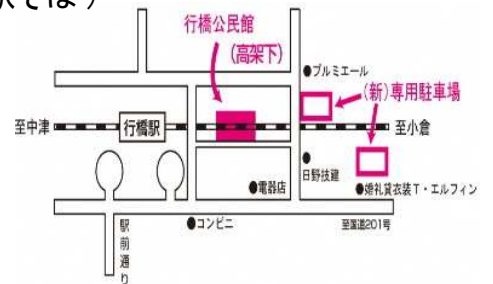
◆相談時間 16:00～18:00

◆場所 行橋公民館(行橋市西宮市2丁目1番7号 JR行橋駅そば)

◆電話 北九州労働者支援事務所 093-967-3945

【今後の予定】

令和6年2月5日



事前予約制

◎北九州西部地区出張労働相談会のご案内

北九州市と共催し、出張労働相談会を開催しています。

相談を希望される方は、下記予定日の4日前までに北九州労働者支援事務所へご連絡下さい。

◆主催 福岡県・北九州市

◆開催日 奇数月の第2月曜日 ※令和6年1月は第4月曜となっています。

◆相談時間 16:00～18:00

◆場所 北九州市立八幡西生涯学習総合センター 2F 202会議室
(八幡西区黒崎3丁目15番3号 コムシティ 2F)

◆電話 北九州労働者支援事務所 093-967-3945

【今後の予定】 令和6年1月22日 3月11日



最低賃金改定 ～福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されました～

地域別最低賃金（1時間）		効力発生日
福岡県最低賃金	941 円	令和5年10月6日
福岡県特定最低賃金（1時間）		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,053 円	令和5年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,019 円	令和5年12月10日
輸送用機械器具製造業	1,029 円	令和5年12月10日
百貨店、総合スーパー	945 円	令和5年12月10日
自動車（新車）小売業	1,028 円	令和5年12月10日

最低賃金には、都道府県ごとに定めた「地域別最低賃金」及び「特定最低賃金」の2種類があります。

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、上記の産業に該当する事業所で働く基幹的労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます。（18歳未満又は65歳以上の方、雇い入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません）。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけないとする制度です。もし、最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

※ 詳しくは福岡労働局労働基準部賃金室（電話番号：092-411-4578）または、お近くの労働基準監督署まで、お尋ねください。

よかばい・かえるばい企業 参加(登録)募集中！

◆「よかばい・かえるばい企業」とは？

若者、女性、高齢者など多様な人材が、多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を發揮できる「**魅力ある職場づくり**」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組を**宣言し実行**するものです。

福岡県では、「よかばい・かえるばい企業」への登録企業を募集しています！

対象

福岡県内に所在する企業・事業所 ※個人事業主を含む
(工場、事務所、営業所、商店、学校、団体等)

宣言例

- ・子育てや介護をしても働き続けられる職場にします
- ・業務の標準化や効率化のため、業務マニュアルを作成します
- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークを実施します

特典

- ・県専用サイトで自社の取組をPRできます！
- ・県の競争入札参加資格審査において加点要件となります！
(要：地域貢献活動評価申請書の提出。)
- ・中小企業向け低利融資「ふくおか県政推進サポート資金」を活用できます！



詳細・参加登録は

福岡県 働き方かえるばい

検索

2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

◆労働条件明示の制度改正ポイント



全ての労働者に対する明示事項

1. 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

有期契約労働者に対する明示事項等

2. 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。

更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示の改正】

下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者にあらかじめ(更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで)説明することが必要になります。

- ① 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ② 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

3. 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

4. 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示の改正】

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者(正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者)とのバランスを考慮した事項(例:業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など)について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

【詳しい情報はこちらをご参照ください】

- ・改訂事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト(①)
- ・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト(②)
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署(③)



団体交渉が進展しないとき

労働組合と使用者との トラブルの解決は 労働委員会へ

労働問題に詳しい、大学教授、弁護士、組合の役員、経営者団体の役員などの委員がサポートします。

不利益な取り扱いを受けたとき



詳しくは
HPを!

福岡県労働委員会事務局

- 労使紛争の調整(あっせんなど) 調整課 (092)643-3980
- 不当労働行為の審査、労働組合の資格審査 審査課 (092)643-3982

CHANGE! **働き方改革推進事業ポータルサイト**
HOW TO WORK **働き方かえるばい!**

<https://hatarakatakataeru.pref.fukuoka.lg.jp/>

福岡県「働き方改革推進事業ポータルサイト」では、働き方改革の事例紹介、セミナー・イベント情報や「よかばい・かえるばい企業」の紹介など、働き方改革についての情報が盛りだくさんです。ぜひご覧ください!